

自分を守る！

ビジネスにつなげる！

社会貢献をする！

25 帰宅困難者への支援を行っている例 / その他の事例

1.

2.

3.

4. その他事業者

社員を帰宅困難者にさせないためのマニュアル策定と帰宅
困難者受入態勢の整備

三井住友海上火災保険株式会社

事例番号 196

■業種：金融業, 保険業

■取組の実施地域：全国

【社員を帰宅困難者にさせないためのマニュアル策定】

- 三井住友海上火災保険株式会社では、平成 23 年 11 月、災害発生時の社員の帰宅や残留に関する対応マニュアルを制定し、災害発生時に東京 23 区等においては「事務所残留」を原則とした。
- 同社のマニュアルでは、徒歩帰宅についての可否のチェックリストを設けている。例えば、時速 2.5km で日没までに自宅に到達しない場合には、事務所残留とする等の項目がある。

【帰宅困難者受入態勢の整備】

- 同社は、平成 24 年 8 月に、駿河台ビルと駿河台新館について、千代田区と帰宅困難者受入及び備蓄品保管倉庫の無償貸与の協定を締結したことに続き、平成 25 年 9 月には詳細協定を締結し、帰宅困難者受入スペース（約 2000 m²）や備蓄品保管用貸与倉庫（約 200 m²）を特定した。